

## (2) 土壤汚染や区域の指定に係る基準

### ① 土壤汚染とは

土壤汚染は、揮発性有機化合物や重金属等の不適切な取扱いによる漏出や、これらの物質を含んだ排水が地下に浸透することが主な原因となって引き起こされると考えられます。

土壤は、いったん汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるといった特徴があります。土壤汚染による影響としては、汚染土壤から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲用するなどのリスクと、汚染された土壤に直接接触したり、口にしたりする直接摂取によるリスクが考えられます。

### ② 区域の指定に係る基準とは

「土壤溶出量基準」は、地下水経由の摂取による健康影響の観点から、「土壤含有量基準」は、汚染された土壤の直接摂取による健康影響の観点から定められたものです。

特定有害物質の種類 (法第2条)	区域の指定に係る基準(法第6条第1項第1号)		第二溶出量 基準※ (mg/L)	
	<地下水等の摂取によるリスク> 土壤溶出量基準(mg/L)	<直接摂取によるリスク> 土壤含有量基準(mg/kg)		
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002以下	—	0.02以下
	四塩化炭素	0.002以下	—	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—	0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—	1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	0.4以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—	0.02以下
	ジクロロメタン	0.02以下	—	0.2以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—	0.1以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—	3以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—	0.06以下
	トリクロロエチレン	0.03以下	—	0.3以下
	ベンゼン	0.01以下	—	0.1以下
	第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下
六価クロム化合物		0.05以下	250以下	1.5以下
シアン化合物		検出されないこと	50以下(遊離シアンとして)	1以下
水銀及びその化合物		水銀が0.0005以下、 かつ、アルキル水銀が 検出されないこと	15以下	水銀が0.005以下、 かつ、アルキル水銀 が検出されないこと
セレン及びその化合物		0.01以下	150以下	0.3以下
鉛及びその化合物		0.01以下	150以下	0.3以下
砒素及びその化合物		0.01以下	150以下	0.3以下
ふっ素及びその化合物		0.8以下	4,000以下	24以下
ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下	30以下	
第三種 特定有害物質 (農薬等/農薬+PCB)	シマジン	0.003以下	—	0.03以下
	チオベンカルブ	0.02以下	—	0.2以下
	チウラム	0.006以下	—	0.06以下
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	—	0.003以下
	有機りん化合物	検出されないこと	—	1以下

※土壤汚染対策法施行規則 別表第二(第九条第一項第二号関係)